

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

令和4年6月17日 畜第828号-1

令和5年7月3日 畜第1303号-1

(趣旨)

第1条 知事は、本県の畜産業の生産性の向上や効率化を進め経営基盤を強化するため、公益社団法人山梨県畜産協会（以下「協会」という。）が県内において畜産業を営む者及び飼料用作物等を生産する集団（以下「事業対象者」という。）の実施する山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業に要する経費を補助する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会の会長（以下「会長」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金についての仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業対象者の場合は、これを減額し申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請について、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により会長あて交付決定の通知をするものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 会長は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1に定める軽微な変更を除く。

- 2 会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 事業対象者は、この事業により取得した財産等について財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- 5 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 6 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 会長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 会長は、第3条第2項ただし書により交付申請したときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 会長は、第3条第2項ただし書により交付申請したときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、会長あて補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 知事は、会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内で知事が別に定める日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分)

第9条 事業対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して交付決定で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければいけない。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表1

事業の種類	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 飼料増産機器導入支援	飼料作物、飼料用米等の品質向上、省力化、生産性の向上及び作付拡大に必要な機器の整備並びに飼料調整に係る機器の整備に要する経費 (ただし、国補事業対象となる機器については、国補事業への申請を条件とする。)	①事業費の1/2以内 (ただし、国補事業対象となる機器については1/4以内) ②事業費の3/4以内 (国予算の都合で不採択になったもので、採択要件上は基準を満たしているものに限る。)	1 事業の種類毎の補助対象経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
2 生産性効率化機器導入支援	畜産経営における省力化、生産性の向上を図るために必要な機器の整備に要する経費 (ただし、国補事業対象となる機器については、国補事業への申請を条件とする。)		
3 推進事務費	事業実施主体が事業の実施に要する経費であって別表2に掲げる経費	定額	
4 畜産DX実証支援	畜産分野においてAIやIoT等のデジタル技術を活用し生産性の向上等に資する「畜産DX」を実証するために必要な機器の整備及び運用に要する経費	定額	

注) 1 国補事業とは、以下に掲げる事業とする。これ以外の国補事業に申請する場合は別途知事に協議すること。

- ・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業）
- ・酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）

2 事業対象者が特定家畜伝染病発生農家の場合は、国補事業対象となる機器であっても国補事業での事業申請を要件としない。なお、この場合の補助率は事業費の1/2以内とする。

別表2

費目	細目	内容	注意点
人件費	給料及びその他手当	事業を実施するために直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。 また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。
賃金	日給又は時給及び交通費、社会保険料等	事業を実施するための業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。なお、申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること、実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
役務費	手数料等	事業を実施するために直接必要な振込手数料等	
その他	その他	その他事業に要する経費で知事が認めるもの	

山梨県知事

殿

住 所

団体名

代表者氏名

印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業を実施したいので、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、本事業の実施に当たっては、山梨県補助金等交付規則第3条の規定を遵守します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 金 円

4 経費の配分及び負担区分 (単位：円)

事業の種類	事業費	負担区分			備考
		県補助金	国補助金	その他	
1 飼料増産機器導入支援					
2 生産性効率化機器導入支援					
3 推進事務費					
4 畜産DX実証支援					

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	比較増減		備考
		増	減	
県補助金				
国補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	比較増減		備考
		増	減	
1 飼料増産 機器導入支援				
2 生産性効 率化機器導 入支援				
3 推進事務 費				
4 畜産D X 実証支援				
計				

6 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

7 添付書類

- ・事業実施計画書

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

殿

山梨県知事

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金については、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - ア 事業の種類毎の補助対象経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
 - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第17条第1項に基づいた加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、規則第17条第3項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実

績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければいけない。

事業対象者	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	設備等の分類	財産の名称等	

山梨県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け畜第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業の実施について、次のとおり変更したいので承認されたく、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

※ 交付申請書類に準じて、変更後の部分が容易に比較できるように二段書とし、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第4号（第5条関係）

文書番号
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所
団体名
代表者氏名

印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金
交付中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け畜第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業の実施について、次のとおり中止（廃止）したいので承認されたく、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名

印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日 付け畜第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業について、金 円を概算払により支払われたく、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき次のとおり請求します。

1 補助金概算払請求額 (単位：円、%)

	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 迄の予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業 費 ①	県 補助 金 ②	事業 費 ③	県 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
山梨県畜 産経営基 盤パワー アップ事 業	円	円	円	円	%	円	円	%	円

注：交付決定額を限度として概算払ができるものとし、「事業費出来高」及び「令和 年 月 日迄の予定出来高」欄を記入の上、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 概算理由

3 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店
預金種類 普通預金・当座預金
口座番号
口座名義 (フリガナ)

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第7号（第7条関係）

文書番号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日 付け畜第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業について、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

1 経費の配分及び負担区分 (単位：円)

事業の種類	事業費	負担区分			備考
		県補助金	国補助金	その他	
1 飼料増産機器導入支援					
2 生産性効率化機器導入支援					
3 推進事務費					
4 畜産DX実証支援					

※ 計画と実績が容易に比較できるように二段書とし、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

2 事業に係る精算額

交付決定額	実績額	概算払受領額	精算払請求額

3 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
国補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 飼料増産 機器導入支援					
2 生産性効 率化機器導 入支援					
3 推進事務 費					
4 畜産D X 実証支援					
計					

4 振込先金融機関名等

金融機関名等

銀行

支店

預金種類

普通預金・当座預金

口座番号

口座名義（フリガナ）

5 添付書類

- ・事業実績報告書（事業実施計画書に準ずる）

※ 計画と実績が容易に比較できるように二段書とし、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

※ 畜産DX実証支援については、実証結果を添付すること。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け畜第 号で補助金の交付決定を受けた山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業について、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 （令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

（※）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

様式第9号（第8条関係）

畜第
令和 年 月 日 号

殿

山梨県知事

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金については、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき補助金の額を 円に確定したので通知します。

山梨県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金財産処分承認申請書

山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - ・財産管理台帳
 - ・その他知事が必要と認める書類

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。